

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則八 一二（職員の任免）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年十二月二十四日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則八 一二 一七

人事院規則八 一二（職員の任免）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八 一二（職員の任免）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄の規定の傍線部分がないものは、これを削る。

	改正後	改正前
	(昇任)	(昇任)
第二十五条 任命権者は、職員を特定幹部職に昇	第二十五条 任命権者は、職員を特定幹部職に昇	第二十五条 任命権者は、職員を特定幹部職に昇

任させる場合を除き、次の各号に掲げる官職の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす職員のうち、人事評価の結果に基づき官職に係る能力及び適性を有すると認められる者（第三号に掲げる官職に昇任させる場合にあつては、国の行政及び所管行政の全般について、高度な知識及び優れた識見を有し、指導力を有すると認められる者に限る。）の中から、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる者を昇任させることができる。

一 次号及び第三号に掲げる官職以外の官職

次に掲げる要件

イ 昇任させようとする日以前における直近

任させる場合を除き、次の各号に掲げる官職の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす職員のうち、人事評価の結果に基づき官職に係る能力及び適性を有すると認められる者（第三号に掲げる官職に昇任させようとする場合にあつては、国の行政及び所管行政の全般について、高度な知識及び優れた識見を有し、指導力を有すると認められる者に限る。）の中から、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる者を昇任させることができる。

一 次号及び第三号に掲げる官職以外の官職

次に掲げる要件

イ 昇任させようとする日以前における直近

の連続した二回の能力評価のうち、一の能力評価の全体評語が「優良」の段階以上であり、かつ、他の能力評価の全体評語が「良好」の段階以上であること（本省の係長の官職その他の人事院が定める官職に昇任させる場合にあつては、この要件に準ずるものとして人事院が定める要件を含む。）。

□ 昇任させようとする日以前における直近

の連続した二回の能力評価のうち、一の能力評価の全体評語（人事評価政令第九条第三項（人事評価政令第十四条において準用する場合を含む。）に規定する確認が行われた人事評価政令第六条第一項に規定する全体評語をいう。以下同じ。）が上位の段階であり、かつ、他の能力評価の全体評語が上位又は中位の段階であること（本省の係長の官職その他の人事院が定める官職に昇任させようとする場合にあつては、この要件に準ずるものとして人事院が定める要件を含む。）。

□ 昇任させようとする日以前における直近

の連続した四回の業績評価のうち、一の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上であり、かつ、他の業績評価の全体評語が「良好」の段階以上であること（本省の係長の官職その他の人事院が定める官職に昇任させる場合にあつては、この要件に準ずるものとして人事院が定める要件を含む）。

八（略）

二 本省の課長の官職その他の人事院が定める官職（次号に掲げる官職を除く。）次に掲げる要件

イ 昇任させようとする日以前における直近の連続した二回の能力評価のうち、一の能

の業績評価の全体評語が上位又は中位の段階であること。

八（略）

二 本省の課長の官職その他の人事院が定める官職（次号に掲げる官職を除く。）次に掲げる要件

イ 昇任させようとする日以前における直近の連続した三回の能力評価のうち、直近の

力評価の全体評語が「非常に優秀」の段階以上であり、かつ、他の能力評価の全体評語が「良好」の段階以上であること。

ロ 昇任させようとする日以前における直近の連続した四回の業績評価のうち、一の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上であり、かつ、他の業績評価の全体評語が「良好」の段階以上であること。

八（略）

三 特定幹部職以外の幹部職その他の人事院が定める官職 次に掲げる要件

イ 昇任させようとする日以前における直近の連続した二回の能力評価のうち、一の能

能力評価の全体評語が上位の段階であり、かつ、他の能力評価の全体評語が上位又は中位の段階であること。

ロ 前号ロに掲げる要件

八（略）

三 特定幹部職以外の幹部職その他の人事院が定める官職 次に掲げる要件

イ 昇任させようとする日以前における直近の連続した三回の能力評価のうち、直近の

力評価の全体評語が「非常に優秀」の段階
以上であり、かつ、他の能力評価の全体評
語が「優良」の段階以上であること（本号
に掲げる官職を占める職員を昇任させる場
合にあつては、人事院が定める要件を満た
すこと。）。

□ 昇任させようとする日以前における直近
の連続した四回の業績評価のうち、一の業
績評価の全体評語が「非常に優秀」の段階
以上であり、かつ、他の業績評価の全体評
語が「良好」の段階以上であること（本号

連続した二回の能力評価の全体評語が上位
の段階であり、かつ、他の能力評価の全体
評語が上位又は中位の段階であること（第
一号に掲げる官職を占める職員をこの号に
掲げる官職に昇任させる場合その他人事院
が定める場合にあつては、同日以前におけ
る直近の連続した三回の能力評価の全体評
語がいずれも上位の段階であること。）。

□ 昇任させようとする日以前における直近
の連続した六回の業績評価の全体評語が上
位又は中位の段階であること（直近の連続
した四回の業績評価のうち一の業績評価の
全体評語が上位の段階である場合に限る。

に掲げる官職を占める職員を昇任させる場合にあつては、人事院が定める要件を満たすこと。

八（略）

（配置換）

第二十七条 任命権者は、職員を特定幹部職に配置換しようとする場合を除き、人事評価の結果に基づき配置換しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる者を配置換することができる。ただし、配置換しようとする日以前における直近の能力評価又は業績評価の全体評語が下位又は「不

）。

八（略）

（配置換）

第二十七条 任命権者は、職員を特定幹部職に配置換しようとする場合を除き、人事評価の結果に基づき配置換しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる者を配置換することができる。ただし、配置換しようとする日以前における直近の能力評価又は業績評価の全体評語が最下位の段階

十分」の段階である職員を配置換しようとする場合には、当該職員の人事評価の結果に基づき官職に係る能力及び適性を有するか否かを確認するものとする。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(削る)

である職員を配置換しようとする場合には、当該職員の人事評価の結果に基づき官職に係る能力及び適性を有するか否かを確認するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則の施行の日から起算して三年間は、改正後の規則八 一二第二十五条(第二号を除く。)、第二十六条第一項及び第二項、第二十七条、第二十八条並びに第二十九条第一項

の規定の適用については、第二十五条各号列記以外の部分、第二十六条第一項及び第二十七条中「人事評価の結果」とあるのは「人事評価の結果又はその他の能力の実証」と、同規則第二十五条第一号イ中「能力評価のうち、一の能力評価の」とあるのは「能力評価の」と、「上位の段階であり、かつ、他の能力評価の全体評語が上位」とあるのは「上位」と、「こと（本省の係長の官職その他の人事院が定める官職に昇任させようとする場合にあつては、この要件に準ずるものとして人事院が定める要件を含む。）」「とあるのは「こと」と、同条第三号イ中「直近の連続した二回」とあるのは「直近」と、

「こと（第一号に掲げる官職を占める職員をこの号に掲げる官職に昇任させる場合その他人事院が定める場合にあつては、同日以前における直近の連続した三回の能力評価の全体評価がいずれも上位の段階であること。」とあるのは「こと」と、同号口中「昇任させようとする日以前における直近の連続した六回の業績評価の全体評価が上位又は中位の段階であること（直近の連続した四回の業績評価のうち一の業績評価の全体評価が上位の段階である場合に限る。）。」とあるのは「第一号口に掲げる要件」と、同規則第二十六条第二項中「同条の」とあるのは「同条（附則第二条の規定により読み替え

(削る)

て適用される場合を含む。)の」と、同規則第二十八条及び第二十九条第一項中「人事評価の結果」とあるのは「人事評価の結果若しくはその他の能力の実証」とする。

第三条 前条に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、人事院が定める。

(人事院規則一四五の一部改正)

第四条 人事院規則一四五(人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例)の一部を次のように改正する。

第二条中「第七十六条」を「第五十四条」に改める。

(削る)

(削る)

(人事院規則八 一八 一の一部改正)

第五条 人事院規則八 一八 一(人事院規則八

一八(採用試験)の全部を改正する人事院規則)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

(人事院規則一 八等の一部改正)

(削る)

第六条 次に掲げる規則の規定中「第八十条第一

項」を「第五十八条」に改める。

一 人事院規則一 八(職員の定年)第十一条

二 人事院規則一 九(定年退職者等の再任用)第六条

三 人事院規則一八〇（職員の国際機関等への派遣）第六条

四 人事院規則一九〇（職員の育児休業等）

第十二条

五 人事院規則二一〇（国と民間企業との間の人事交流）第十五条及び第二十一条

六 人事院規則二五〇（職員の自己啓発等休業）第十一条

（人事院規則二〇〇の一部改正）

第七条 人事院規則二〇〇（任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例）の一部を次のように改正する。

第五条中「第八十条第一項」を「第五十八条

（削る）

(削る)

「に、「替える」を「代える」に改める。

(人事院規則二三〇の一部改正)

第八条 人事院規則二三〇(任期付職員)の採用及び給与の特例)の一部を次のように改正する。

第五条中「第八十条第一項」を「第五十八条

」に、「人事異動通知書を」を「人事異動通知書(以下この条において「人事異動通知書」という。)を」に、「替える」を「代える」に改める。

(人事院規則二四〇の一部改正)

(削る)

第九条 人事院規則二四〇(検察官その他の職員

の法科大学院への派遣)の一部を次のように改正する。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和四年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 職員を昇任させようとする日以前における直近の連続した二回の能力評価及び四回の業績評価の全体評語の全部が、令和四年九月三十日までのいずれかの評価期間（人事評価政令第五条第三項又は第四項に規定する評価期間をいう。以下同じ。）に係る能力評価又は業績評価の全体評語となる間における職員の昇任及び転任の要件については、なお従前の例による。

第三条 職員を昇任させようとする日以前における直近の連続した二回の能力評価及び四回の業績評価の全

第三条第八号中「第十五条の二第二項」を「

第四十二条第二項」に改める。

第十六条中「第八十条第一項」を「第五十八

条」に改める。

体評語の一部が、令和四年九月三十日までのいずれかの評価期間に係る能力評価又は業績評価の全体評語となる間におけるこの規則による改正後の規則八 一二第二十五条（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同規則第二十五条第一号イ及び第三号イ中「「優良」」とあるのは「上位の段階又は「優良」」と、同条第一号イ、第二号イ及び第三号口中「「良好」」とあるのは「上位若しくは中位の段階又は「良好」」と、同条第一号ロ及び第二号ロ中「四回の業績評価のうち、一の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上であり、かつ、他の業績評価」とあるのは「三回の業績評価（令和四年九月三十日までのいずれかの評価期間に係る業績評価を含む場合は、当該業績評価の回数を除いた回数の単独の又は連続した業績評価）」と、同条第一号ロ中「こと（本省の係長の官職その他の人事院が定める官職に昇任させる場合にあつては、この要件に準ずるものとして人事院が定める要件を含む。）」とあるのは「こと」と、同条第二号イ及び第三号ロ中「「非常に優秀」」とあるのは「上位の段階又は「非常に優秀」」と、同条第二号イ中「こと」とあるのは「こと（直近の能力評価が令和四年九月三十日までの評価期間に係るものとなる場合にあつては、直近の能力評価の全体評語が上位の段階であり、かつ他の能力評価の全体評語が上位又は中位の段階であること。）」と、同条第三号イ中「「非常に優秀」

の段階以上」とあるのは「上位の段階」と、同号イ及びロ中「こと（本号に掲げる官職を占める職員を昇任させる場合にあつては、人事院が定める要件を満たすこと。）」とあるのは「こと」とする。

第四条 職員を配置換えせようとする日以前における直近の能力評価又は業績評価の全体評語が、令和四年九月三十日までの評価期間に係る能力評価又は業績評価の全体評語となる間におけるこの規則による改正後の規則八 一二第二十七条ただし書の規定の適用については、なお従前の例による。